

平成 3 1 年

赤平市議会第1回定例会会議録（第2日）

3月11日（月曜日）午前10時00分 開 議  
午後 1時14分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問  
1. 御家瀬 遵 議員  
2. 五十嵐 美 知 議員  
3. 木 村 恵 議員  
4. 伊 藤 新 一 議員

順序	議席番号	氏 名	件 名
4	7	伊藤 新一	1. 子育て支援について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問

○出席議員 8名

- 1番 木 村 恵 君  
2番 五十嵐 美 知 君  
4番 竹 村 恵 一 君  
5番 若 山 武 信 君  
6番 向 井 義 擴 君  
7番 伊 藤 新 一 君  
8番 御家瀬 遵 君  
9番 北 市 勲 君

○欠席議員 0名

○欠 員 2名

○説 明 員

- 市 長 菊 島 好 孝 君  
教育委員会教育長 多 田 豊 君  
監 査 委 員 早 坂 忠 一 君  
選挙管理委員会 委 員 長 壽 崎 光 吉 君  
農業委員会会長 中 村 英 昭 君
- 
- 副 市 長 伊 藤 嘉 悦 君  
総 務 課 長 熊 谷 敦 君  
企 画 課 長 伊 藤 嘉 悦 君  
財 政 課 長 尾 堂 裕 之 君  
税 務 課 長 田 村 裕 明 君

順序	議席番号	氏 名	件 名
1	8	御家瀬 遵	1. 菊島市政について
2	2	五十嵐美知	1. 子育て支援について 2. 大型連休について 3. 交通安全対策について
3	1	木村 恵	1. 市長の市政執行について 2. 個人情報について 3. 人口減少対策について 4. 地域医療について

市民生活課長	町田秀一君
社会福祉課長	野呂道洋君
介護健康推進課長	千葉睦君
商工労政観光課長	林伸樹君
農政課長	若狹正君
建設課長	高橋雅明君
上下水道課長	杉本悌志君
会計管理者	蒲原英二君
あかびら市立病院 事務長	永川郁郎君

---

教育 学校教育 委員会 課長	大橋一君
” 社会教育 課長	伊藤寿雄君

---

監査事務局長	中西智彦君
--------	-------

---

選挙管理委員会 事務局長	梶哲也君
-----------------	------

---

農業委員会 事務局長	若狹正君
---------------	------

○本会議事務従事者

議会 事務局長	井波雅彦君
” 総務議事 係長	安原敬二君
” 総務 議事係	野呂律子君

(午前10時00分 開 議)

○議長(北市勲君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) ただいまから、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災により犠牲になられました多くの方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災地域の日も早い復興を願って黙祷をささげたいと思います。全員ご起立をお願いいたします。黙祷。

(黙 祷)

○議長(北市勲君) 黙祷を終わります。ご着席をお願いいたします。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、4番竹村議員、5番若山議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。事務局長。

○議会事務局長(井波雅彦君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、菊島市政について、議席番号8番、御家瀬議員。

○8番(御家瀬遵君) [登壇] 通告に従い質問をいたしますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

件名1、菊島市政について。項目1、1期4年間の総括について。菊島市長が誕生してから1期4年間の終わろうとしていますが、市議会議員1期を経験しているとはいえ、民間出身市長としてそれなりに苦労があったと思います。しかしながら、行政出身であれ、民間出身であれ、市長としての職務に変わりなく、その職責を全うしなければなりません。市長の仕事は多岐にわたっていますが、その中でも国や道との交渉は市長として最も重要な仕事だと思います。当然市長室で決裁することも重要ですが、市長は国や道へ出向き、必要な情報をもらったり、言葉は悪いですが、いかにして国からお金を持ってこれるか、これは市長にしかできないことです。このことは、国や道との強い信頼関係がなければできません。また、赤平市第5次総合計画や赤平市ごと・ひと・まち創生総合戦略では、子育て世代から高齢者まで安心して暮らせる赤平をつくるため多くの事業が展開されたところですが、まだまだ道半ばの事業もあるように思います。それらを含め、市長みずからこの4年間でどのように考えているのか伺います。

○議長(北市勲君) 市長。

○市長(菊島好孝君) それでは、私のほうから赤平市長としての4年間の総括についてお答えをさせていただきますと思います。

私は、赤平市長に就任をするに当たりまして、日本の人口減少が加速をし、そして地方の知恵と行動が試され、その成果が将来のまちの生き残りの明暗を分けると言っても過言ではないと。また、炭鉱閉山や財政難といった大きな試練を経験した赤平市民こそが地方創生を実現できるというふうに確信しておりまして、市民や全ての分野の皆様と十分対話をする中で、皆様とともに行動し、愛し誇れるまちへの思いを共有し、地域活性化を果たすため、失敗を恐れず何事も果敢に挑戦し、市民力、産業力、行政力の3つの力を最大限に発揮して任期4年間の中で赤平市長としての職責を果たしてまいりました。

4年間で振り返ってみますと、私なりに精いつ

ばい取り組んできたつもりではございますが、私の活動や言動によりまして職員の皆様にもご迷惑をおかけしたこともあるかもしれませんけれども、現在日々努力をさせていただいているところでもございます。

一方で、第5次総合計画や総合戦略の推進に努めてきたところでございますし、その中でも私自身が手がけました1期目の成果について、子供医療費助成の拡充、ふるさと納税の取り組み強化など施策の充実に努めてきたところでございます。また、地方創生事業の一環で行ったプロモーション事業による交流人口の増加や移住定住、また市民まちづくり提案1%事業、赤平の新たなイベント、エルム高原祭りの創設、加えて炭鉱遺産の歴史を事前に認識していただくためのガイダンス施設のオープン、市内唯一となった統合中学校の開校、さらに9月に発生した北海道胆振東部地震では今なお被災されている方もおりまして、防災はもとより、減災対策の重要性を改めて認識したところでもあります。現在では、災害対策本部の中心的役割を担わなければならない市役所庁舎の耐震化工事に加えまして、自家発電の整備も実施しているところでございます。また、安心、安全の拠点施設であります茂尻分団詰所の建てかえなど懸案事項の推進に努めてきたところでもございます。

特にガイダンス施設におきましては、ツアー客の増加、各イベントによる集客効果も図られまして、海外からの見学も含め、7,000人を突破いたしました。さらに、現在炭鉄港ストーリーに関係する自治体及び北海道との連携によりまして、私自身も協議会の会長という立場で平成31年1月には日本遺産登録の申請をしてきたところでもございます。また、統合中学校では防災拠点としての活用も想定した体育館棟、さらに市民の皆様から末永く愛され、ご活用いただける多目的利用も可能なつくりとしたところでもございます。ふるさとガンバレ応援寄附金、いわゆるふるさと納税では市内企業がつくる製品を返礼品として出品したところ、遠く道外からも寄附の

申し出を受け、大変多くの反響をいただいたところであります。

私自身は、こう見えてもフットワークが軽いというふうに自負しておりますので、年々寄附金もふえてきている要因の一つには担当課を初め、職員皆様方の努力はもとより、多少なりとも私自身のトップセールスの効果も出てきているのではないかとというふうに考えているところであります。

加えて、私は民間企業出身ということでございまして、市内外問わず、経済界や医療関係を中心にさまざまな人脈、そして4年間で作くり上げた関係省庁や道の方々などの新たな公的機関の方たちとのつながりもできました。非常にありがたいことでありまして、さまざまな情報提供や施策のアドバイスあるいは財源措置など、お知恵をいただけるまでの環境をつくってきたところでございます。こうした活動あるいは公約で掲げさせていただきました政策は、おおむね着手し、実現しているというふうに思っておりますし、一定程度評価をいただけるものというふうに考えているところであります。

また、国や道へ行き、さまざまな情報をいただいて、その制度が赤平市にとって活用できるものかどうか、市長としての役割であり、フットワークのよさであると自負してきたつもりでございます。地元企業の本社訪問等により、ふるさと納税の返礼品の取り扱いに対するご理解や国の直轄事業の採択等においては功を奏したのではないかと考えているところであります。

加えて、医師確保に向けた協議の場でもございますが、医療対策協議会の委員、最近では北海道市長会からただ一人でありますけれども、過疎地域を考える懇話会ということで北海道副支部長に推薦をいただくなど、さまざまな公的な任を担っているところでもございます。

以上を申し上げましたが、私自身赤平を思う気持ちは誰にも負けない自負があり、私の最大の目標は何はともあれ、住んでよかった、住み続けたいという、そういうまち赤平を存続させ、子供たちや孫た

ちに引き継ぐことであります。そんな思いを持ちつつ、4年間があつという間に過ぎようとしております。いずれにいたしましても、この4年間、議員皆様方と市民の皆さん方には大変なご理解とご協力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げ、私なりの4年間の総括とさせていただきます。ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○8番（御家瀬遵君）〔登壇〕 ただいま答弁をいただきました。菊島市長は、民間出身の市長として、そのバイタリティーと行動力で4年間全力で取り組んでこられたと思います。この4年間で培った人脈と信頼関係を無駄にすることのないよう、そして赤平市民のために住みよい赤平をつくるため努力していただきますようお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北市勲君） 質問順序2、1、子育て支援について、2、大型連休について、3、交通安全対策について、議席番号2番、五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 通告に従いまして一般質問させていただきます。

質問に入ります前に、きょう東日本大震災から8年を迎えました。冒頭黙祷をささげさせていただきましたけれども、改めて犠牲になられた方々に哀悼の意をささげますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げるものでございます。さらに、大震災を教訓に赤平市も防災、減災の意識の高いまちづくりが必要になるのではないかと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、通告の質問をさせていただきます。件名1、子育て支援について、項目の1、保育所の年末年始休日の考え方について、要旨にありますようにさきの12月議会の本会議質問におきまして、今年度の年末年始の休日は曜日の関係上8連休となり、働きながら子育てしている保護者より困ることなのだけれどもといったご意見があり、取り上げさせていただきました。このときの答弁では、職員の勤務時間及び休暇に関する条例によりまして年末年始の

休日は保育所は土曜日が勤務日で、12月30日から1月6日までの8日間、休日となったようであり、さらに保護者の年末年始の休日の状況調査をする予定としているとの答弁でありましたので、保護者の状況調査の結果と今後の考えについて伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 保育所の年末年始の休日の考え方についてお答えさせていただきます。

職員の年末年始の休日につきましては、職員の勤務時間及び休暇に関する条例第11条により12月31日から翌年の1月5日までと規定されているところであり、また赤平市保育所条例第4条により保育所の休所日は日曜日、祝日、12月31日から翌年の1月5日までとなっておりますことから、去年からことしにかけての年末年始の保育所の休所日は12月30日から1月6日までの8連休となっていたところであります。

そこで、12月の定例会でも答弁させていただきましたが、本年1月に文京保育所、若葉保育所を利用されている保護者に保護者の年末年始の勤務日を把握する必要があると判断し、年末年始の勤務状況についてアンケート調査を行ったところであります。アンケート調査の目的は、年末年始における保護者の勤務状況を調査し、保育所の休所日と照らし合わせ、調査結果により現在の保育所の休所日の変更が必要であるかなどを検討する目的で実施したものであります。

アンケート調査の結果の概要につきましては、保育所利用の92世帯に調査をご依頼し、79世帯からご回答をいただき、回収率は85.9%で、両親とも勤務日及びひとり親の勤務日が12月29日土曜日が8世帯で10.1%、1月4日金曜日が22世帯で27.8%、1月5日土曜日が12世帯で15.2%となっております。仮に保育所の休所日を12月29日から翌年1月3日とした場合は、1月4日と5日が開所日となることから、保護者の勤務日と保育所の開所日が12月31日か

ら翌年1月5日までを休所日とした場合より合致するものと考えます。今後の考えにつきましては、12月29日から翌年1月3日までの休所への変更が必要かどうかなど保育所保護者会と協議等をさせていただき考えでおりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ただいまお答えをいただきまして、アンケート調査の結果は保育所利用者の92世帯のうち回収が79世帯と、85.9%と高い回収率だったと思います。お答えでは、回答した79世帯の勤務日ですけれども、12月29日土曜日は8世帯、1月4日金曜日は22世帯と、さらに5日土曜日が12世帯という状況で、1月4日から勤務している方が多いということがわかると思います。

そこで、保護者の年末年始の勤務状況がよく見えてきたと思いますし、さらに状況調査の結果を踏まえて今後は12月29日から1月3日までの保育所の休所日の変更について保護者会と協議していくということでもありますけれども、この点については理解はいたします。ですが、アンケート調査で12月29日は勤務している保護者がおりました。そこで、ことしの12月29日はたまたま日曜日です。ですが、これが土曜日になったときにはやっぱり考えなくてはならないのではないかというふうに思いますので、ぜひこの点を考慮してカレンダーの曜日をしっかりと把握しながら、子供をしっかりと預かる上で取り組んでいっていただきたいことを申し添えておきます。

件名2、大型連休について伺います。項目の1、公共施設の考えについてですが、皇太子様が5月1日に新天皇に即位することに伴い、昨年12月に成立した特別措置法は5月1日を祝日としました。祝日法の規定によりまして、祝日に挟まれる4月30日と5月2日も休日となり、4月27日の土曜日から5月6日まで10連休となることしのゴールデンウィークであります。観光業界などへの経済波及効果が期待される半面、医療や保育などの社会機能が長期で休日対応となりますことから、市民生活への影響が懸

念されております。

そこで、要旨1の幼稚園、保育所、児童館、児童センターなどについての対応をどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 赤平幼稚園の対応についてお答えいたします。

4月から5月にかけての大型連休につきましては、現在のところ保護者の方より幼稚園の開園及び預かり保育の実施を望む声は寄せられてはいないところですが、管内で公立幼稚園を設置している自治体は本市と美唄市のみであります。美唄幼稚園に確認したところ、10連休の予定と聞いております。これらのことから、赤平市立幼稚園条例施行規則第11条の規定により、本幼稚園につきましてはカレンダーどおりに休園し、預かり保育につきましても実施しないこととしておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 保育所、児童館、児童センターについての対応をどのように考えているかについてお答えさせていただきます。

保育所につきましては、4月27日の土曜日は保育所の開所日になりますことから、4月28日から5月6日までの9連休となります。保育所の休所日を開所日に変更した場合は、平日を休所日とすることとなり、保護者への影響は避けられないと考えます。また、現在のところ、空知振興局管内市町の中で9連休中に臨時に保育所を開所する市町はないという情報を得ているところでございます。このたびの保育所の9連休の対応につきましては、社会福祉協議会に委託しておりますファミリーサポートセンターを活用し、日曜日、祝日にお子さんを預かることも提供会員様のご都合が合えば可能と子育てガイドブックなどでも周知しているところです。

なお、児童館、児童センターにつきましては赤平市児童館条例施行規則により土曜日、日曜日、祝日が休館日となっていないため、従前よりゴールデン

ウイークにつきましては休館とせず、ことしの大型連休につきましても開館する予定としておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ただいまの答弁で、幼稚園は理解いたしました。管内で公立幼稚園が2カ所と、あとは本当に半官半民か民間が多い状況なのだなということがよくわかります。

また、連休についての考え方もわかりました。保育所は、9連休になるということでもあります。もう今は3月の半ばになると思いますから、ことしはどうにも条例の関係上もあつていかんともしがたいわけですが、本当に仕事を持つ保護者の中に9連休、10連休で休める方がそんなにいるのかということでもあります。私は、ことしはどうにもならないにしてもぜひ保護者の皆さんに寄り添い、早い段階から何らかの方法は考えてほしかったと思っております。

また、お答えにもありましたけれども、ファミリーサポートセンターの活用についても調べてきましたら、提供会員さんの登録も8人いらっしゃるということですので、この4月広報でしっかりと周知の徹底を見やすいようなところにしていただきたいと思っておりますので、この点よろしくお願いいたします。

要旨2、市役所を含め、出先機関の窓口業務をどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 連休中における市役所を含めた出先機関の窓口業務についてお答えをさせていただきます。

ことしのゴールデンウイークは、天皇陛下の譲位により4月27日から5月6日までの10連休となりますが、それに伴う出先機関を含めた市役所の窓口等の対応につきましては近隣市町やこれまでの長期休暇の状況を踏まえて、市民生活課窓口を連休中ほどとなる5月2日の午前中に開き、戸籍、住民票、印

鑑証明の交付に限り業務を行う予定としております。

幼稚園、保育所などについては、先ほど学校教育課長、社会福祉課長がお答えしたとおりでございますが、そのほか社会教育施設につきましては基本的には条例に基づいた対応とさせていただきますが、祝日を開館することで直後の平日を休館する施設が多いため、利用者が見込まれる日を優先させていただき、主な施設として東公民館は4月28日休館、交流センターみらいと炭鉱遺産ガイダンス施設は4月30日と5月1日を休館、総合体育館は4月30日から5月6日までを休館の予定としております。

なお、それぞれの施設の業務状況につきましては、年末年始休暇同様に市広報紙等でお知らせをさせていただき、利用される方々が混乱することのないよう周知に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたく、お願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ただいまの答弁をお聞かせいただきました。ことしは、市役所は5月2日午前中をあけていくと。その業務の内容は戸籍、住民票、印鑑証明の交付業務をしていくということでもあります。これは、連休中でありながらも短い1日で午前中だけかもしれないけれども、助かる市民はいらっしゃると思います。そして、東公民館は4月28日のみ休館、交流センターみらいと炭鉱遺産ガイダンス施設は4月30日と5月1日を休館して、あとはあけるということでもありますね。総合体育館は、4月30日から5月6日までの7連休ということで理解いたしました。これもしっかりと周知をされているのだろうとは思いますが、この市役所の5月2日午前中をあけるそのお知らせについては、ぜひ大きく見やすく周知の徹底を図っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

要旨の3、あかびら市立病院について考えを伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） お答えをいたします。

当院における大型連休の診療体制についての質問でございますけれども、まず初めに直近の長期連休における診療体制の状況について申し上げますと、昨年末から本年1月にかけての年末年始において9連休となりましたが、この期間中は全て休診としたところでございます。ただし、この期間中も救急外来については車等で直接来られた患者さんを含め、全ての方の受け入れ、診察を行ったところでございまして、市民等からの苦情もございませんでした。

さて、こうした状況の中、本年4月27日土曜日から5月6日月曜日まで10連休を迎えるわけですが、この間の診療体制につきましては先ほどの事例や近隣の公立病院の情報を踏まえまして、本年1月から協議を開始し、患者さんの予約日を決定する関係上、最終的には院長を初め病院幹部が出席する2月開催の経営管理会議において全て休診とする決定を行ったところでございます。

なお、先ほども申し上げましたが、この期間中も救急外来において当院の常勤医が交代で担当をしながら全ての患者さんの受け入れを行い、対応してまいりますので、ご理解賜りたくお願いを申し上げます。

また、今回の大型連休中の診療体制につきましては、市の広報や当院のホームページ、院内の掲示物等で周知を図ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ただいまお答えをいただきました。1月から協議していただいて、最終的に10連休の休診という判断に至ったということですが、この間の診療受け入れは救急外来で診察して診ていただけるといふことですが、この診察代金は休日加算されますので、患者さんにとって例えば行かれたにしても負担がかさむわけでありまして、ですから、とても市民の皆様には厳しい環境となってしまうのではないかなというふう

に思います。また、あかびら市立病院は公立病院でありますので、大切な市民の皆さんのために大型連休に関し、今後さらなる検討をしていくべきではないかと思っております。

この大型連休について、最後になりますけれども、公共施設としての考えですが、市民の生活実態に寄り添うことをまずは考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

件の3、交通安全対策について伺います。項目1の横断歩道の確保についてであります。昨年7月に炭鉱遺産ガイダンス施設がオープンいたしました。来館者は教育長の報告にもありましたけれども、本年2月末現在で7,190名となっており、大勢の皆様にお越しをいただいております。さらに、昨年11月にTANt anまつりでは空知の旧産炭地からご当地グルメが集まり、行列ができるほどにぎわいを見せておりました。ガイダンス施設を中心としたイベントでは、駐車場や歩行者誘導では教育委員会を中心として職員の皆さんで交通整理はされておりますが、市民の方より横断歩道がない中で車道を渡るとは危険ではないかのご意見を伺い入って聞かせていただきました。要旨の1にありますように、ガイダンス施設付近の駐車場から車道を渡る際に横断歩道がないため、歩行者の安全確保の観点から横断歩道が必要と思っておりますが、どのように考えるか伺いたしたいと思います。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） お話のございましたガイダンス施設付近に係る横断歩道の設置についてでございますが、昨年赤歌警察署にはガイダンス施設駐車場近郊、旧浴場の近郊の2カ所につきまして要望してきていると伺っております。このことから先般、これまで要望している泉町の五差路もあわせて、その経過につきまして赤歌警察署に確認に伺いましたところ、現在北海道公安委員会等に要望しているものの、いずれも全道的に要望が多く、時間がかかっているようだとのこととございまして、来場者が多く見える場合、職員の誘導等により安全の



確保もしているようでございますが、旧浴場も開放することもあり、行き来いたしますことや交通安全の確保のため、特に社会教育施設であり、お子様が訪れますことから、改めてその設置につきまして要望させていただいたところでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 お答えは大変理解いたします。ですが、この道路は本当に交通量も多くなっているのです。それで、交通安全の確保と、さらに社会教育施設の観点からも子供の教育に直結しますので、早期の設置ができるように取り組んでいただきたいと申し上げ、質問を終わります。

○議長（北市勲君） 質問順序3、1、市長の市政執行について、2、個人情報について、3、人口減少対策について、4、地域医療について、議席番号1番、木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 東日本大震災から8年がたった今もなお5万人以上の方が避難生活を強いられているということです。一日も早い被災地の復興を心から願っております。また、福島第一原発の事故という痛苦の経験を忘れず、原発ゼロ、再生可能エネルギーへの転換を心から望みます。

質問に入ります。件名の1、市長の市政執行について、項目1、財政運営について、要旨の1です。基金残高について、市長は財政調整基金の取り崩しの指摘はあるが、前市長から市政を引き継いだ時点、平成26年度末の財政調整基金残高は約21億7,000万円、平成30年度決算見込みで12億3,000万円で9億4,000万円の減額だが、減債基金やあかびらガンバレ応援基金などの特定目的基金を含んだ基金総額は26年度末24億4,000万円に対して30年度見込み25億円です。約6,000万円ふえている、安易な基金取り崩しはしていないと昨年12月議会で答弁をされています。そして、本年の新年会等でも挨拶で言及をされています。まず、この基金の数字及び考え方について間違いはないかお伺いをします。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 平成26年度末及び平成30年12月時点での平成30年度末残高につきましては、議員のご質問のと通りの数字で間違いはございません。その後、本会議における補正予算議決後の数字を加味すると、基金残高は12月時点での見込み額25億から27億4,000万円となり、平成26年度末と比較すると3億円の増となります。ただし、本会議において提案中の平成31年度当初予算計上後の基金残高は、当初予算においては財政調整基金及び減債基金の積み立て分を予算計上しないことから20億6,000万円となり、平成26年度末と比較すると3億8,000万円の減となります。

長期的な財政収支についてであります。地方交付税に依存している本市にとっては地方財政計画の動向によりまして大きく左右されるものであり、現時点においてははっきりとお答えすることはできませんが、ふるさとガンバレ応援寄附金についての条例改正により寄附金のうち、ふるさと納税の推進に要する経費の財源を充てた残額を積み立てるものとしたことによりまして、平成30年度決算見込みは剰余金の減債基金への積み立てを考慮すると多少の黒字決算になると思われまます。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 ふるさとガンバレ応援基金の条例改正について今述べられたのですが、経費を引いた額が積み立てられることになって、平成30年度決算見込みが剰余金の減債基金積み立てを考慮して多少黒字になるという話なのですね、最後のところ。それが理由になるのがちょっとよくわからないのですが、仮に条例改正がなければ黒字が大きくなるのではないかと考えるのですけれども、なぜ多少黒字になるということの理由になるのかをお伺いします。

○議長（北市勲君） 財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君） 剰余金につきましては、財政調整基金に積み立てる方法もあるし、減債基金

に積み立てる方法もあろうかと思えます。仮に減債基金に決算時に積み立てた分もあって、補正予算でも積み立てた分があるものですから、これが約3億円程度、30年度ではあります。その部分を仮に減債基金でなくて財政調整基金に積み立てたとすると、決算時は多少の黒字になると現在のところ見込んでいるということでもあります。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕市長の答弁なので、市長に聞いたのですけれども、財政課でも構いませんが、ガンバレ応援寄附金の条例改正が黒字の理由になるという答弁だったので、その因果関係がわからないので、教えてくださいと言った。もう一度お願いします。

○議長（北市勲君） 財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君） 条例改正する前につきましては、寄附金そのものが全額、寄附金を積み立てることとなっております。そういうことによりまして、積立金額は将来においてはふえる可能性がないですけれども、その年度においての一時的な一般財源というのはふえるということで、それが条例改正によって30年度につきましては一般財源を29年度と比較した場合においては使わなくなったということでもありますので、その部分について条例改正が行われたことによって、より基金の積立金の金額が減っていると。30年度条例改正をしなかったら、あと2億円程度、実は積み立てしなければならないということになります、あかびらガンバレ応援基金のほうに。その2億円相当が30年度決算においては要らなくなりましたので、その分を考慮すると黒字になるということでございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕わかりました。経費のほうに使うから、その分で決算が多少黒字になるということですね。理解できました。ありがとうございます。

いずれにしても、先ほどの市長の答弁ですけれど

も、さらに基金が積み立てられる予定で、30年度決算で4年間で約3億円ふえると。考え方としては、地方財政計画の動向により大きく左右されるので、はっきりは答えられないというような内容だったというふうに思います。つまり基金総額がふえているから、財政運営的には問題ないが、国の動向によってはどうなるかはわからないと、こういう認識でよろしいですか。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 12月議会での答弁及び新年会等の挨拶は、高尾市長から引き継いだ時点での基金残高の事実を述べたものでございまして、将来にわたっての財政収支の均衡につきましては議員認識のとおりでございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕私の認識のとおりというのは、今私が言ったように基金は4年間で3億円ふえるけれども、国の動向によっては大きく左右されるので、はっきりはわからないということだったというふうに思うのです。

答弁のときは、高尾市政を引き継いだ時点での数字、いわゆる算数で現実こうなっているよということだと思のです、今の答弁だと。果たしてそれでいいのかということだと思のです。市民の方々というのは、そういうふうに聞けば大丈夫だという認識を持つと思のです。しかし、財政調整基金と特定目的基金というのは当然同じものではありません。目的基金は、文字どおり使い道が決まっている基金、限定されているということです。一方、財政調整基金はさまざまなことに使うことができます。市民の方々からの要望に応えることや急遽必要になった場合、そういった事業、つまり政策的な幅が持てるということになると私は考えます。幾ら総額で減っていないと言っても将来的な財政不安に対しての備えという意味では、減債基金、財政調整基金だけではないかというふうに思うのです。ふるさと納税もふえているとはいえ、寄附金ですから、安定した財源とも言えないと。将来的な不安、政策的な幅

という観点から問題ないということと言えますか、  
どうですか。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 議員ご質問のとおり、私も財政調整基金及び減債基金以外の特定目的基金は違うものというふうに認識をしております。しかし、市全体の財政状況を考える場合には一般会計だけではなく、特別会計や企業会計も含め、市全体として捉える必要があるという考えから、基金についても市全体の基金総額でお話をさせていただいたところでございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 全体の財政状況ということであれば当然そうでありますけれども、政策的な幅という観点からということを私は言ったのですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 今もお話ししましたように、全体として捉えているということでございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 いや、答えにならないと思うのです。政策的な幅、財政調整基金が減ると使えるものが減ると、特定目的基金は使い道があると、特別会計等々もそうです。なので、私は政策的な財源という幅でいうと狭まっているというふうに思うのです。それを聞いているのですけれども、もう一度お願いします。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 政策的な幅で狭まっていると言うかもしれませんが、返しておかなければならない減債基金が例えばあったとするならば、そちらで返さなければならぬ。私は、やっぱり全体で考えるのが妥当だというふうに思いますし、政策的に考えるから財政調整基金をふやして減債基金を例えば減らす、どこを減らすといっても政策的にどうしても必要なときには財政調整基金をふやすと。でも、ある程度、標準財政規模の20%が大体標準規模だというふうに国からもそういうふうな指導

を受けていますし、交付税への影響がもし出たとなったら困りますので、そういうような中で財政課と相談しながら財政調整基金と減債基金の調整をしているということでございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 減債基金を減らせと言っていることではないのですけれども、政策的な幅というものが使える財源がなければできないということを話しているのです。なかなかご理解いただけないのですけれども、減債基金約4億円積み立てています。しかし、これは平成31年当初で早くも取り崩しになっていると。当然繰越金も減ってきていると。基金の総額、全体、全体と言うのですけれども、基金の総額の中には平成27年の国保事業の基金積み立てというのがありましたし、あかびら創生基金の積み立てもありました。返礼品を初め、先ほどもありましたけれども、ふるさと納税のあかびらガンバレ応援基金の増額もあります。これらが基金残高を押し上げているのです。創生基金は今減っていますけれども、現実問題として財政調整基金は4年間でおおよそ7億円減っているわけです。人口減少により税収が減って地方交付税も減る中で、将来的な不安がないと言える状況ではないにもかかわらず、特定目的基金がふえていて財政調整基金が減っていることを総額で減っていないということを強調し、問題ないというように発言するというのは市民の方々に間違った認識を与えるというふうに私は思います。人口減少対策に今チャレンジをしています。総合戦略で基金が減ってきました。それは事実だと思うのです。戦略が効果を発揮しなければ、今後政策の幅が狭まっていってしまう可能性があるというのが現状ではないかと思っておりますけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 繰り返しになりますけれども、財政状況について市全体で捉えるとの考え方から、市全体の基金総額の実態を述べたものでありまして、将来にわたっての財政収支の均衡の話ではな

く、現時点での財政状況は心配なく、大丈夫との趣旨から発言したものであります。決して問題ないと発言したつもりではなく、誤解を受けるようなことがあったとすれば発言に対し、配慮が足りなかったという点につきましては素直に陳謝をいたします。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 今陳謝されるということですが、最初に財政運営的に問題はないが、国の動向によってはどうなるかわからないという認識でいいですかと言ったら、そうですということをおっしゃっているのです。問題ないと言っていたのです。結局財政調整基金のそもそもの役割とこの質問を論点をずらして、使い道の決まった基金まで全てを入れて問題ないかのようにやっぱり市民に伝えているというのはおかしいというふうに私は思います。最初に平成31年度当初予算の基金総額の答弁がありましたけれども、31年度末の財政調整基金の残高、積み立てを考慮しないとはいえ、10億4,000万ぐらいになります。これでは、市民要望や住民福祉の増進といったことに対して制約がかかるおそれは払拭されないのではないかとこのように私は思います。

次の質問に入ります。項目の2です。市職員の意識改革について、要旨の1です。昨年12月議会で職員組合のアンケート調査結果を受け、今後参考にして改めるべきは改めるが、自身の民間の発想を少しでも職員に共有してもらい、市民に寄り添う行政を行っていくために職員の意識改革にも期待をする、自身の思いもわかってもらうよう職員にも寄り添っていきたくて考えており、市政のかじ取りを担う覚悟だと答弁がありました。改めるべき点というのは何なのかをお伺いしたいと思っております。

そして、私はこの答弁を聞いていて大変不思議に感じたのですけれども、この結果を多くは市長に対する不信感をあらわしていると思われると質問者が述べていました。それに対して、職員に意識改革を期待するというのは一体どういうことなのかお伺いしたいと思っております。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） ご質問がありました改めるべき点についてでございますが、私の言葉足らず、あるいは言動の部分であるというふうに受けとめておりますので、課長職はもとより、一般職員に対しましても日ごろから言動には気をつけるよう努めているところでございます。

一方、職員に期待する意識改革の点につきましては、職員に対しましては私からは再三申し上げておりますけれども、行政課題を解決する際、各課の横断的な協力が不可欠であり、事業推進に当たりましては職員一人一人が自分のこととして捉えていただき、さらには報告、連絡、相談、いわゆるハウレンソウの徹底、そして迅速に対応することを心がけていただきたいと考えているところでございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 改めるべき点とは、言葉足らずな部分であるとか言動ということでした。意識改革を期待するというものは、各課の横断的な協力、一人一人のことと考えて当たる、ハウレンソウ、迅速に行うということでありました。今言ったような期待する意識改革のポイントとしては、各課の協力、一人一人、ハウレンソウ、迅速、これは民間でなくても行政でもやることだと私は思うのですけれども、それができていないということなのかなというふうに思うのですが、職員の意識改革というものはどういうことで醸成をされていくのかということだと思っております。私は、やっぱり市長が自分で言葉足らず、言動等々言いましたけれども、模範となるべくみずからを律し、その姿を見せて変わっていく、職員が変わっていくということが大前提にあるなと思っております。トップダウンで民間の考え方をするようにと言ってもなかなか変わらないというふうには思います。

コミュニケーションは、確かに大切だとは思いますが、そこで12月議会の質問以降、その前もそうかもしれませんが、ことしに入って私事用務での外出が多くなっているというふうに思います。職

員にも聞きました。例えば2月16日の北海道新聞、菊島氏、事務所開きという記事がありました。2月15日金曜日、何時から何時まで行われていて、市長は何時から何時までその場にいたのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 暫時休憩します。

（午前10時55分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（菊島好孝君） 大変申しわけございません。2月15日でございますけれども、当日は1日、私事用務として休みをいただいております。その中で、今議員のおっしゃる事務所に何時からいたのだということについては、10時ごろから昼過ぎぐらいでなかったかというふうには記憶をしております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 10時ごろから昼過ぎということでありましたけれども、まず市職員が仕事をしている最中に公務で外出ということであれば当然理解もできますけれども、自身の後援会事務所開きを平日、日中に行う現職市長など聞いたこともない、見たこともないと数名の市民から私は言われました。議会のほうで何をやっているのだということも叱責されましたけれども、市職員も同じように思うのではないかとというふうに思うのです。庁舎をあけて、そこに行っていたこと自体なのですが、先ほど自分の言動あるいは言葉足らずということで改善すべき点ということをおっしゃっていましたが、この件について市職員がそういうふうに思うのではないかとという認識、問題ないという認識ですか、お伺いします。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） そういうふうに誤解を受ける部分があるのであれば、私はここで謝らなければいけないなというふうに思いますし、私自身は私事

用務ということで休みをいただいたので、その中でというふうな、そういう軽率な部分もあったのかもかもしれませんけれども、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 特別職ということで、法律や規定で問題はない、休みをとったから問題はないということなのかもしれないですけども、私が言いたいのはモラルの問題ということです。市職員の意識改革を言及しながら、みずからを改める、そして自分の姿を見せるということが必要ではないかと最初に指摘をさせていただきました。みずから改めるべきだということは、改めて重ねて指摘をしたいと。市長は、後援会さんに言われて、民間の考えであると断れなかったのかもしれないし、わかりませんが、今そうやって謝罪されましたが、それでも問題はありますけれども、副市長はこのことを知っていたと思いますが、とめたりしなかったのですか。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） 当然事務所開きの日程については承知しておりましたし、その日については市長についてはお休みをいただいたことですので、お休みの中でやられることについては特段私は問題ないというふうに思っております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 副市長も休みだから特段問題はないという認識だったと。やっぱり市長、副市長、庁舎のトップのお二人ですけれども、2人そろってこういう考えでは市職員の意識改革を期待するほうが無理ではないかとというふうに言わざるを得ないと思うのです。副市長にも同じようにモラルの問題として指摘をしておきたいというふうに思います。

さらに、副市長、今問題ないということでしたけれども、平日の日中に後援会事務所に学習会と称して行っていたということを知りました。また、同じく後援会主催の会合に来賓として行って情勢報告を

していたということを聞きましたけれども、これは事実ですか。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） 要請に応じてやっております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 要請に応じてやっていたということでありませぬ。赤平市の肩書で特定の後援会に情勢報告するというのは、私は公平中立の立場とはとても言えないのではないかというふうに思います。市職員には、厳しい通達が出ております。通達を出しておきながら、みずからはこういうことをしているというのは全く理解ができません。これでは、市職員の意識改革など到底できるわけがないですし、みずからをしっかりと律していただきたいというふうに重ねて指摘をしたいと思っております。今後は、十分公平中立の立場をわきまえて行動を行っていただきたいというふうに要望を申し上げます。

次の質問に移ります。件名の2、個人情報についてです。項目の1、自衛官募集に関する対応について、要旨の1です。安倍首相が2月10日の自民党大会総裁挨拶で、自衛官募集に関して自治体の6割以上が協力を拒否していると発言したことから、国会でも取り上げられ、首相発言に地方反発という見出しで2月17日の北海道新聞などでも報じられています。実際は、いずれの対応もしていない自治体というのは全体の10%、抽出せず閲覧を認めているのは20%、該当者を抽出した名簿の閲覧を認めているのは34%、名簿の提出を行っているのは36%となっていると報じられています。つまり実に9割の自治体は何らかの協力をしているということが明らかになったわけです。そこで、まず赤平市では昨年この中のいずれの対応をしていたのかお伺いをします。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 自衛官募集に関する対応につきましてお答えを申し上げます。

自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の趣旨を踏まえ、閲覧により得た事項については

個人情報保護等の関連法規を遵守し、目的以外の使用はしないこと、使用後は速やかに破棄すること等を付記いたしまして、本年度も住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求がございましたが、住民基本台帳法第11条には国または地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧について規定されており、この規定に基づきまして請求対象者の氏名、住所、生年月日及び性別の4情報を抽出いたしまして閲覧を認めてきているものでございまして、名簿の提出には至っているものではございません。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 一部の写しの閲覧を認めたと、名簿提供はしていないということです。先ほど述べた抽出した名簿の閲覧という部分に該当すると思うのですが、その一部の写しというものが実際は名簿と同じものになると思います。そのまま渡せば名簿の提出になると思います。

答弁にありましたけれども、自衛隊法97条は市町村が募集に関する事務の一部を行うというもので、同法施行令の120条は市町村に資料の提出を求めることができるというふうになっています。どちらも自治体が名簿提出に応じる義務があるというふうには言えないと思います。むしろ個人情報やプライバシー権を保護する観点から、本人の同意なしの情報提供に応じないということが当然だと思います。確認しますが、抽出して閲覧を認めているということでした。わざわざ抽出している理由は何ですか。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） ご質問の抽出の理由でございますが、閲覧の請求に当たっては対象者の年齢等範囲がわかってございますので、先ほど申し上げましたとおり請求対象者の氏名、住所、生年月日及び性別の4情報といたしまして、対象者に限定した閲覧とすべく抽出いたしまして閲覧用の名簿を作成し、対応させていただいているものでござ

います。よろしくご理解をいただきたく存じます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 関係のない情報を出さないためということなのだろうというふうに思います。まさに個人情報保護の観点からそうなるのかなと。基本的には、同意がない情報提供はしないという原則に立って対応していただきたいと思いますが、現実としてはその自衛隊法の解釈のはざままで今の答弁のような対応をしているということです。つまり赤平市としては協力をしている、しかし安倍首相が言っている協力ではない状態と。安倍首相は、憲法9条に自衛隊を書き込めば、協力しない自治体がなくなるというようなことまで言及されていますけれども、仮にそうなった場合、対応を変えるということになるのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 個人情報の取り扱いについては、個人情報保護の観点から、より慎重であるべきであり、住民基本台帳法の規定によらず、むやみに住民基本台帳に記載されている情報を提供することは違法でありますことから、先ほども申し上げましたとおり法に基づきお答えさせていただいているものでありまして、今後におきましても法に基づき適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 明言はなかったですが、今後におきましてもと言われましたので、変わらないのだろうというふうに理解したいと思いません。

北海道新聞2月15日の社説では、こう書いてありました。タイトルは、「事実ねじ曲げ改憲とは」ということです。以下抜粋ですが、安倍晋三首相が改憲のために筋の通らぬ理屈をこねている。実際は、自衛隊に住民基本台帳の閲覧を認めるなど、全国の市区町村約9割が何らかの情報提供を行っているにもかかわらず、6割以上の自治体が名簿提供をしていないことを盾に誤りを認めようとせず、協力拒否

と言募る。事実をねじ曲げて改憲に結びつけるのは、ご都合主義もきわまった感がある。なりふり構わず憲法を変えようとしていると批判されても仕方あるまい、こういう記事です。全くそのとおりだと思います。こういうことにそんなくなどをせず、個人情報の取り扱いについては、ぜひ適切に行っていただきたいということを申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。個人情報についての項目の2、要支援者台帳についてです。要旨の1です。先月、2月21日午後9時22分ごろ、胆振地方中東部で震度6弱の地震が起きました。赤平市は震度2でしたが、揺れの直前に防災警報が鳴り響き、昨年9月6日未明の胆振東部地震、ブラックアウトを思い出し、不安になった方も多かったのではないのでしょうか。災害時に自力で避難することが困難な方、いわゆる防災弱者について災害時の避難行動要支援者台帳があり、これについては昨年も数回、一般質問等で取り上げられています。現在どのような状況になっているのか。

昨年6月議会では、防災弱者対策について、町内会への避難行動要支援者名簿提供を始めたことと答弁があり、12月議会では町内会に名簿配付の説明をしたが、配付には至っていないという答弁がありました。名簿提供の際に同意をとっていただければ、災害時に支援に当たる団体等に事前に提供できることとなっておりますが、提供を始めたが、配付に至っていない、この状況はどういうことでしょうか。また、配付していない場合ですけれども、例えば民生委員の方や町内会という団体が閲覧できるものなのかどうかお伺いします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 要支援者台帳についてお答えをさせていただきます。

避難行動要支援者名簿の提供の状況でございますが、昨年6月の議会におきまして避難行動要支援者名簿の提供について、各町内会長へ同意の案内を送付させていただいており、そのことが防災弱者対策

の第一歩として町内会等への避難行動要支援者の名簿の提供を始めたところだとお答えをしたところでもあります。

その後の経過といたしましては、赤歌警察署や赤平消防本部へは名簿を提供しておりますが、町内会等へは前定例会でお答えしたとおり、残念ながら守秘義務や名簿保管についての取り決めなど取り扱いが厳格であることなどから配付までに至っていないのが現状でございます。

ご質問の名簿の閲覧につきましては、災害対策基本法では名簿の提供が前提であり、内閣府発行の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針においても提供をした名簿に対する守秘義務や管理方法、名簿取扱者の限定など名簿提供を前提とした内容の指針となっております。そのようなことから、個人情報保護の観点からも窓口で閲覧させるべき名簿ではないと考えておりますので、名簿の提供を受ける手続を踏んでいただき、名簿のご確認をいただきたいと思っております。名簿の提供につきましては、今後も災害対策基本法に基づいた中でどのような取り扱いができるか検討し、町内会等へ引き続き名簿提供の趣旨をご説明の上、ご理解いただけるよう努めてまいりますので、ご理解いただきたくお願いを申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 町内会へは配付していないということは、その他の団体、警察や消防などには提供していると。ただ、町内会へは守秘義務や名簿保管などで合意ができていなかったということで配付に至っていないという内容でした。

災害時に警察、消防、自衛隊、市職員よりも近くにいるのがやはり町内会の方々や民生委員の方々になると思います。そういった意味では、引き続き説明をして理解を得るよう努めていくということでしたので、しっかりと行っていただきたいというふうに思います。町内会さんのご理解もぜひいただきたいというふうに思います。

閲覧に関しては、当然個人情報保護の観点から今

答弁にあったような対応になると思います。それが正しいというふうに思います。民生委員の方々は、福祉台帳で確認されていることもあります。だからこそ残る町内会の方々とは、市民の生命、身体、災害から保護するためにも協議を進めていただきたいということを重ねてお願いしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。件名の3です。人口減少対策について、項目の1、総合戦略についてです。要旨の1です。昨年12月26日の行政常任委員会に総合戦略の効果検証会議の報告がありました。効果が出ているもの、出ていないもの、いろいろありまして、引き続き努力していくというのが大まかな内容だったということです。各施策の達成度、進捗状況、改善点などが資料提出され、それをもとに各施策効果が出ているとか全く進んでいないといった検証があった報告です。総合的な評価というものがされていないのです、この中には。行政としては、この報告を受けて総合的にどう判断しているのかということをお伺いしたいというふうに思います。

ちなみに、2015年3月末日現在の人口は1万1,270人で6,297世帯でありました。ホームページで確認したところ、2019年2月末現在、人口は1万139人、世帯数は5,860世帯となっています。総合戦略は効果を発揮しているのかどうか、考えをお伺いします。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） 総合戦略についてお答えさせていただきますが、ご承知のとおり本市の総合戦略は平成28年1月に策定されました。4つの基本目標、59の施策から成るものでありますけれども、一部スタートが切れていない施策もございますが、大きく産業、子供、高齢者、まちづくりについて推進、支援してまいりました。

そこで、ご質問のございます総合戦略を総合的にどう判断しているのか、効果を発揮したのかということでございますが、総合的に判断すると一定の効果は発揮したというふうに考えております。本市の総合戦略は、仕事という部分を前面に出して、優良



企業のPRや学生インターンシップ、起業支援など地元産業の雇用確保と振興に取り組んでまいりました。また、若者が安心して子供を生み育てられる地域づくりという部分では子供の医療費無料化の拡充、高校通学費等の助成を初め、持ち家住宅に関する各種助成事業や民間賃貸住宅の建設、リフォーム助成、特に民間賃貸住宅家賃助成につきましてはこれまで68世帯95名の方が転入され、全ての方がこの制度を目的で転入されたということではないかもしれませんが、転入後に7名の方がご出産されるなど転入促進、転出抑制に効果があったのではないかと考えております。

しかしながら、国が示す地方創生の本質、最終目標は人口減少の歯止めと東京一極集中の是正でございまして、人口減少の歯止めという点につきましては議員のおっしゃるとおり残念ながら本市の人口は減少傾向に変わりはなく、歯止めはかかっていないということは事実でもございます。そこを評価判断の基準とした場合は、効果がなかったのではないかと問われると非常に心苦しい状況ではございますけれども、いずれにいたしましても平成31年度は総合戦略の最終年度でありますので、またその先には、国はまだ具体的には示しておりませんが、第2期の総合戦略策定推進という状況になると思われまますので、今後におきましても赤平市の地方創生総合戦略の推進に向け、努力してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 一定の効果はあったけれども、人口減少に歯止めはかかっていないという内容です。あえて人口を示して質問をしているのは、何も1,100人余りも減ったことに対して責任はどなたのだというようなことを言っているわけではありません。効果の出たものもあつたし、チャレンジしてきたということは理解をしています。

しかし、総合戦略と同時に人口ビジョンが示されましたが、移動なし、つまり社会増減を加味しないケースに目標を設定して行ってまいりました。実際

は、社人研の推計のものであったり、移動あり、社会増減を加味するケースであったり、そういったもののグラフと同じような推移に今なってきてしまっているのです。といいますのは、社会減に思ったほど効果が出なかったのか、あるいは社会減には一定の歯止めをかけられたけれども、自然減が予想以上に大きくなっていったとか、具体的には子育て、働く世代の施策、かなり効果があった、市長の答弁にもありましたけれども、働く世代への施策の効果というのがあったのだけれども、高齢者施策が足りなかったとか、総合的にそういったところを分析をしておかないと次の施策につながっていかないのではないかとというふうに思います。そういう分析のほうはされているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） どのように分析しているかということで、当然この総合戦略の際には人口ビジョンということで策定をさせていただいておりますので、その人口ビジョンの中身についてだというふうにご理解させていただきませんが、本市の人口ビジョンにつきましては総合戦略策定と同時に策定したものでございますけれども、人口ビジョン策定当時、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研から全国の市町村の将来人口推計が公表されました。あくまでも当時の推計ですが、赤平市においては2040年5,299人、2060年が2,762人という結果でありました。この人口推計で改めて危機感を感じたということでございます。何とか総合戦略を中心とした各種施策を展開し、人口減少傾向を改善、緩和し、よい意味で社人研の推計値を裏切りたいという思いで人口ビジョン、将来目標人口を掲げたという経過がございます。

その際、議員のお話にもあつたとおり、幾つかのパターンを想定した中で社人研の推計値から一番改善、緩和傾向にあるケース4、2040年7,830人、2060年6,075人という高い目標を選択したわけでございますけれども、結果として人口ビジョンの目標人口

と実際の人口に乖離の溝が大きくなってきているというのはご指摘されるとおりでございます。人口ビジョンでは、2050年までに1万人をキープするという計画でございましたけれども、前段の質問にもありましたとおり本年2月末現在で1万139人、これまでの減少傾向を考えますと、今年中に1万人を割ってしまうのではないかという懸念をしているところでもございます。

本市のここ数年間の人口動態を見ますと、転出転入の社会増減については平成25年、26年、27年と毎年150人程度減少しておりましたが、総合戦略策定後の28年はマイナスの77人、29年はマイナスの82人と若干ではございますけれども、社会増減に効果があったのではないかというふうに考えています。また、出生、死亡の自然増減につきましては、毎年多少ばらつきはございますけれども、出生数は50人以下、これに対しまして死亡は毎年200人以上というふうに推移をしております、平成29年に至っては出生30人に対し死亡254人でマイナスの224人と、ここ数年で一番大きな減少となっております。

以上のことから、非常に難しい課題ではございますが、自然増減においていかに減少率を緩和させるか、何らかの策を講じる必要があるのではないかというふうに考えられます。いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたけれども、今後策定を予定しております第2期の総合戦略において、さまざまな課題について研究し、反映させていきますとともに、人口ビジョンにおいても見直しをしていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 社会減に対しては約半数の効果があつたと。しかし、自然減については出生数の伸び悩み、亡くなられる方が多かつたということでもあります。今後の課題になるのだろうというふうに思います。働く世代の方々への施策は進みましたが、明らかに高齢者対策というものが総合戦略の中でも進んでいなかった。亡くなられるとい

うこととの因果関係はないかもしれませんが、高齢者対策が弱かつたというのは1つの原因にもなるのかなというふうに思います。

いずれにしましても、今副市長答弁されましたが、企画課ではしっかりそういった分析がされていたということがわかりました。問題意識を持って分析をして、次の課題に向けて担当課ではしっかり取り組まれていたのだろうというふうには思います。人口ビジョンとの乖離というのは、確かにすごく大きな問題ではありますが、引き続きさらなる施策の改善に当たっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。総合戦略についての要旨の2です。私は、総合戦略について企業連携が大切だということを指摘してまいりました。先ほど述べた効果検証会議の話の中でも、効果検証会議の中でも同様の意見が出されていたというふうに認識をしております。それゆえ地元企業の従業員の動向調査をして総合戦略に反映するよう繰り返し求めてまいりました。昨年やと商工労政観光課から雇用状況調査を行い、効果検証に生かしていくとの答弁がありました。12月の行政常任委員会で、その効果検証報告の際に企画課からは基本目標に関して新規雇用者数が目標を達成していると、そのデータの中から答弁がありました。改めてですけれども、商工労政観光課に調査結果から新規採用、離職者、市内居住従業員割合、転入出状況、それぞれどういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 雇用状況調査を行った結果についてということでございますが、平成30年9月に赤平市労働基本調査を実施いたしまして、雇用状況につきましては新規採用者、離職者の数だけではなく、採用後、また離職時の居住地につきましても調査に加え、さらに調査項目に転入出状況として1年間での新規採用者を含めた赤平への転入者、市外への転出者、また離職を機に市外に転出した者の調査項目を設け、転入出の状況把握を努めたところでございます。

調査の結果といたしましては、全て正規従業員での報告ということになりますが、新規採用者数は152名でございました。一方、離職者数につきましては138人となっておりますが、差し引きでは14人の増となっております。

次に、市内居住の従業員割合につきましては、全体で1,958人中930人が市内居住となっておりますので、割合につきましては47.5%となり、市外からの通勤者のほうが上回っている状況となっております。

次に、転入出状況ですが、新規採用者も含めて市外から赤平市に移り住んだ方が30名でありまして、逆に赤平市から市外に転出をした方が13名ということになっておりまして17名上回っている状況でありましたが、さらに会社を退職したときに市外に転出をされた方というのも12名いましたことから、トータルの差し引きでは5名転入が上回っている状況でございました。少ない人数ではありますが、赤平市での人口減少が進む中、各企業での転入出は5人増となっておりますので、各施策の効果があらわれていると判断しているところでありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 調査時、昨年9月時点で市内居住割合は47.5%と、しかし新採用、離職では14人ふえていると、その他移住に関していうと5名がふえたということでした。

ここは、もう少し質問したいのですけれども、総合戦略は仕事がある強みから、しごと・ひと・まちにしました。企業振興促進条例を改正をし、インターンシップや合同説明会を開催した、市内へ就職する人のための奨学金の返還を免除した、民間賃貸住宅家賃助成事業を社宅まで拡充をした、いろいろやってきました。もう少し効果が出てほしいなど、出てもいいのではないかなというふうに私は思います。

昨年3月議会で一般質問のとき、企業の安定操業というのは市外からの通勤でもできると、それでは

逆に赤平市を守ることにはできないと、いかに住んでもらうかということを指摘させていただきました。市長も企業といろいろ話しながらやっていくという答弁がありました。これだけ施策を行って、先ほどの市内居住割合を聞くと、企業との連携、協力要請という面でまだまだ足りなかったという認識はないか市長にお聞きします。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 当市におきましては、石炭産業の衰退に伴いまして企業誘致を進めてきた結果、物づくり企業を中心とした優良企業が多く進出いたしました。地元企業としてしっかりとこの地に根づき、安定した操業を守っていくことが雇用の場の確保と地域経済の発展に寄与することから、さまざまな施策を実施いたしました。就労のきっかけを図り、移住定住にも努めているところであります。

新規雇用者数は152人と基本目標は達成している状況でございます。また、赤平市での人口減少が進む中、各企業での転入出は5名増と、少ない人数ではございますけれども、多少なりとも効果は出ているというふうに思っております。私自身も常日ごろから市内の企業には連携、協力要請を行っているところでございまして、社宅を建てられた企業もあったところであります。決して協力要請が足りなかったという認識ではございませんが、引き続き企業との連携、協力要請が必要と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 安定した雇用の確保ということと企業に対する協力要請は足りなかったとは思わないということです。いろいろやらずして企業に協力要請というのは、やっぱりできないのだろうというふうに思いますが、これだけいろいろな施策を講じて、できるだけ住んでいただきたいということで進めてきた施策なので、もう少しやっぱり協力していただいて住んでいただく、赤平に住んでいただくというところを重要視して協力をしていただくとかが大事なのかなというふう

に思います。

子育て施策に関しても企業の連携というのがあると思うのですが、私は菊島市政のこの4年間で市長のオリジナルと言うべきものは大きく3つだというふうに思っているのです。立坑の無償譲渡とガイダンス建設と、そして子育て支援条例、家族の日もつくったということだと思っているのです。それで、家族の日については、私は4年前の市長の公約でもあったのではないかとこのように思っているのですが、いずれにしても総合計画や総合戦略というものはレールが敷かれていて行っていくと。小学校の市内1校というものも公約だったと思いますけれども、人口減少対策ではなくて、これは人口減少対応策だということを私は指摘しているのです。戦略の中の施策についても市民からの提案もあれば、議会からの提案もあった中で、戦略会議で取りまとめて出されたものであります。

12月の総合戦略の検証会議において、この子育て支援条例、家族の日に対して非常に厳しい意見が出されておりました。条例制定したのは理解するが、市民に理解されていない、理念条例であって具体的な取り組みと条文化されていないため、住民も企業もどのように対応していいかわからないということです。第3日曜日、家族の日ということであるが、市民に知られていない、なかなか厳しい意見が戦略会議から出されています。市長は、この企業に対して協力要請は決して足りないものではないということをおっしゃっていましたが、企業がこういうことがわからないよと言っている、そういう意見が策定を求めている戦略会議から出されているということに関して何かお気持ち、お考えはありますか。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） もしそういうことでございましたら、企業連携をこれからいろいろ連携をとっていくことを協力要請しながら、そういったことも含めて理解をしていただくように説明をしながら上がりたいというふうに思っております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 この委員会の報告はあったと思うのですが、私はやっぱり企業との連携で少なからず前進する施策というのが総合戦略の中にはかなりあったのではないのかなというふうに思っております。民間出身の市長ということで、だからこそ企業との連携、協力というところには手腕に期待をしておりました。ご本人は足りなくなかったけれども、そういうことであれば頑張るということでありましたけれども、ちょっと残念な答弁だと言わざるを得ません。今後も総合戦略、いろいろな改善をして企業と一体となって進めていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

次の質問です。件名の4、地域医療について、項目の1、国民健康保険についてお伺いします。要旨の1です。日本共産党は、昨年11月に国保政策を発表しました。高過ぎる国保料（税）の大幅な引き下げを提起したこの政策には、国保に加入する高齢者、自営業者、医療、福祉団体、商工団体、自治体関係者などから注目と歓迎の声が寄せられております。内容は、2014年に全国知事会が要望しました公費1兆円の投入、協会けんぽ並みの負担率を求めるというものに賛同し、その財源と投入方法を示すことや人頭税と同じような均等割、平等割を廃止することなどとなっております。

また、この国保政策は自治体独自の防波堤としての役割にも問いかけをしております。私は、昨年9月議会で均等割の減免を提案しました。そのときには、国保運営協議会で協議していくという答弁がありました。先日、国保運営協議会が開かれたと思いますが、2019年度の税率及び都道府県化による今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 来年度の税率及び都道府県化による今後の方向性につきましてお答え申し上げます。

赤平市国保の1人当たりの医療費の推移は、北海道平均と比較して非常に高い水準にあります。1

人当たりの所得水準は低いことから、結果的に当市の医療費を1人当たりの医療費が低い他市町村が負担する状況にあります。しかしながら、いきなり標準税率に合わせることは加入者負担を伴いますので困難でございまして、またお話のありましたとおり医療保険間の格差があることから、全国知事会においては協会けんぽの保険料並みに引き下げることについて要望している現状から、基金を活用し、市独自の軽減策を講じて低所得者層等に配慮をし、段階的に標準税率に近づけることができないか、国保運営協議会で説明させていただいたところございまして、さらに次回の運営協議会でさきの議会でご質問のありました多子世帯への負担軽減の取り組みにつきましても子育て支援にもつながりますことから、このことも含めまして新年度の税率等、具体的にご協議をいただくこととしているところでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕国民健康保険制度というのは、国民の4人に1人が加入し、国民皆保険の医療制度の重要な柱になっています。国民健康保険税の滞納世帯が全加入者の15%を超えるなど重い負担に苦しんでいるという現実があります。国庫負担の増額は、早期にぜひ実現してほしいと思いますが、それを待たずして子育て支援に逆行すると独自に減免する自治体が広がっております。一般会計の繰り入れには、国保加入者以外が支えることになるとの異論もあり、政策的な判断となることから、この時期ですので質問はしませんけれども、均等割の減免については同じように政策的な判断とは言っても先日の運営協議会で協議されていないということですので、9月に協議すると答弁をいただいていることから、ぜひ必ず次の運営協議会では協議のほうはしていただきたいというふうに重ねてお願いをします。

以上で私の質問を全て終わります。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午前11時46分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、1、子育て支援について、議席番号7番、伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕通告に基づき質問いたしますので、答弁のほどをよろしくお願いたします。

件名1、子育て支援について、項目1、保育所の新年度入所希望者の受け入れ状況についてであります。社会的に問題視されるようになって久しい待機児童問題ですが、各自治体でもさまざまな取り組みを行い、全国的には減少しているとはいえ、いまだに多くの待機児童がいるのが現状です。保育所に子供を入所させられない保護者からは、職場復帰ができない、仕事をしたくてもできないとの声が上がっている状況です。

当市においては、平成29年度には104名の児童を受け入れましたが、途中入所希望者には対応ができず、2名の待機児童が発生しました。また、平成30年度においても106名の児童を受け入れ、年度途中に入所希望がありましたが、受け入れることができず、4名の待機児童が発生しました。さらには、一時預かり保育の希望に対しては保護者のニーズに応えられない状況でもありました。若葉保育所については、土曜日の休所という事態までになりました。

そこで、新年度の入所希望者の人数はもう把握されていると思いますが、何名の入所希望があり、年齢要件や加配なども含めた受け入れ状況についてはどのようになっているのか、また年度途中で入所希望があった場合、対応できるのかどうかをお願いたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 保育所の新年度入所希望者の受け入れ状況はどうなっているのか、ま

た年度途中での入所希望には対応できるのかについて答弁させていただきます。

本年4月からの保育所の入所につきましては、昨年の広報あかびら11月号及び市ホームページで、また現在入所されている児童に関しましては保育所を通じ、ご案内させていただいているところであります。

年度当初の保育所の入所希望につきましては、文京保育所が78名、若葉保育所が29名で合計107名となっており、前年度は文京保育所81名、若葉保育所25名、合計106名となっており、合計で1名の増となっているところでございます。

また、年齢別の入所希望につきましては、ゼロ歳児が5名、1歳児が9名、2歳児が30名、3歳児が16名、4歳児が20名、5歳児が27名となり、2歳児の入所希望が非常に多い状況となっており、保育に特別な配慮が必要な児童に対する保育士の加配につきましては文京、若葉保育所それぞれ1名の保育士を配置する予定としており、現在のところ年度当初の待機児童の発生はないと考えております。

年度途中での入所の対応につきましては、3歳以上児の入所は保育士配置基準に照らし、受け入れ予定としており、3歳未満児につきましては現在年度途中での入所を希望し、申請している児童につきましては受け入れ予定としており、今後申請される年度途中での入所についても可能な限り受け入れる考えであります。

また、本年10月より幼児教育の無償化が実施される予定となっておりますことから、年度当初からハローワークへ保育士の求人をするとともに、広報あかびら、市ホームページへの掲載や近隣保育士養成校への照会などをし、保育士確保に努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいまの答弁で、現在のところ年度当初の待機児童の発生はないと考えているとのことでありました。そのことにつ

いてはわかりましたが、その後の答弁で年度途中の入所の対応につきましては可能な限り受け入れる考えでありますが、ハローワークに求人をするとともに、広報あかびら、市ホームページへの掲載や近隣保育士養成校への照会などをし、保育士確保に努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げますとのことではありますが、私がお聞きしているのは今の状況で年度途中の入所があった場合、何人、人数ですね。何人受け入れできるのかをちょっと聞きたかったということで、求人状況をちょっと聞いているということではありません。昨年度106名の受け入れをし、その後保育士が10月に採用になり、4名いたゼロ歳児の待機児童が解消され、トータルで110名の児童数になりました。今回の入所希望者は107名ということですので、途中入所希望があった場合、何名受け入れが可能かをお聞きしますので、再度答弁のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 途中入所希望があった場合、何名まで受け入れが可能かとのことご質問ですが、現在年度途中の入所を希望し、申請している児童につきましては6名おまして、これは受け入れ予定としてしているところであります。また、今後申請される年度途中での入所については、3歳以上児は保育士配置基準に照らし、入所できる見込みなのですが、3歳未満児につきましては、こちらは可能な限り受け入れる考えでおりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいまの答弁で、新年度の受け入れに関しては今のところ待機児童が発生しないと、また年度途中で入所希望があっても受け入れできるとのことですので、特に3歳未満児に関して可能な限り受け入れるとの答弁をいただきましたので、待機児童が発生しないよう取り組みを進める決意として理解いたしました。

続きまして、次の質問へ移らせていただきます。

項目2、保育士の勤務体制についてです。昨年9月、私の保育所の現状についての質問に対し、保育士確保のめどが立ち、待機児童は解消される見込みとなり、通常保育における保育士の確保は充足されている状況となっているが、延長保育、一時保育については通常保育に支障のない範囲で保育士の勤務体制をやりくりしながら実施する方向で協議しているとの答弁でした。昨年10月に保育士2名が採用になり、4名いた待機児童は解消され、一時保育も再開されております。若葉保育所におきましては、土曜日の休所をやめて12月より保育を再開していますが、このような状況で現在保育士の勤務時間は超過していないのかお伺いをいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 保育士の勤務時間は現在超過していないかについて答弁させていただきます。

保育所の勤務時間につきましては、職員の勤務時間及び休暇に関する条例により1日当たり休憩時間を除き7時間45分、1週間当たり38時間45分と定められておりますが、1日当たり3時間、1カ月当たり45時間、1年間で360時間を限度とし、滝川労働基準監督署に時間外労働に関する協定届を提出し、その限度内で必要最小限の時間外勤務を命じ、保育士の健康に配慮しつつ労働時間の管理を行っているところでございます。市といたしましても極力保育士に時間外勤務を命じないよう配慮するとともに、勤務時間の途中に事務時間を確保するなど工夫しておりますが、引き続き労働時間縮減に向け研究してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま答弁いただきましたけれども、勤務時間外労働に関する協定届を提出し、その限度内で必要最小限の時間外勤務を命じ、保育士の健康に配慮しつつ労働時間の管理を行っているとのことですが、現場の実態をお聞きしたところ、一部では仕事を持ち帰って自

宅で作業をしているとの話もちょっと聞きました。残業、時間外勤務縮減に向けて努力されているとのことですが、このような実態もあることから、保育の安心、安全の確保と保育士の健康面を考えたときに時間外勤務が常態化しないよう勤務時間内の保育が重要ではないかと思えます。

最後になりますが、この4年間、保育士不足による待機児童問題や保育士の処遇問題については私以外の同僚議員からも何回も質問がありました。その解決策として、市長公約であった認定こども園についても昨年の12月までに方向性を示すとおっしゃっていたはずですが、それを示すこともできず、いまだに進展がありません。スピーディーをモットーとする市長の任期ももう少して終わります。この認定こども園の建設については、保育士問題について、あるいは待機児童問題についての質問の中で認定こども園建設について触れておりましたので、ずっと検討だけで終わってしまったということで、このことを強く申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（北市勲君） これをもって、一般質問を終了いたします。

---

○議長（北市勲君） お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査日のため、あす12日から19日までの8日間休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、あす12日から19日までの8日間休会することに決しました。

---

○議長（北市勲君） この際、ご報告いたします。

さきに設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

委員長に竹村議員、副委員長に御家瀬議員が選任されましたので、ご報告いたします。

---

○議長（北市勲君） お知らせいたします。

今期定例会最終日の予定であります3月20日の本会議は、午後1時より会議を開きます。

---

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時14分 散 会）



上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)